

2016年3月29日
NECトーキン株式会社
代表取締役執行員社長
小山 茂典

公正取引委員会からの排除措置命令および課徴金納付命令について

本日、公正取引委員会より、タンタルキャパシタ（コンデンサ）の製造販売について、独占禁止法第3条（不当な取引制限）の規定に違反する行為を行ったとして、弊社を含む当該行為への参加企業に対して、排除措置命令および課徴金納付命令を行う旨、発表がされました。

弊社としては、このたびの事態を厳粛に受け止め、コンプライアンス体制の強化ならびに再発防止に全社一丸となって取り組むと共に、命令の内容を精査し、今後の対応を検討してまいります。

今回の命令により、お客様、お取引先様など多くの関係者の皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

何卒ご理解を賜り、引き続きご支援ご鞭撻のほど、宜しくお願い申し上げます。

以上